

平成 22 年 11 月 24 日

北海道臨床工学技士会 御中

社団法人 日本臨床工学技士会
 専門臨床工学技士認定制度委員
 委員長 大石 義



資格要件審査結果通知書

貴会からの申請について下記の通り決定致しましたのでご連絡致します。

承認番号	CEA決 S-10-0015号
申請結果	承認 ・ 否認
決定日	平成 22 年 11 月 24 日

学会等名称	第 21 回北海道臨床工学会
開催日	平成 22 年 12 月 5 日 (日)
開催場所	札幌コンベンションセンター (住所) 札幌市白石区東札幌 6 条 1 丁目 1-1
該当区分	「都道府県技士会が主催する・講習会・セミナー等」
備考	ペースメーカー関連専門臨床工学技士単位取得

※届け出事項に変更があった場合は当会事務局までご一報下さいますようお願いいたします。

事務局使用欄

受理日	平成 22 年 11 月 22 日	後援承認欄	
-----	-------------------	-------	--

ペースメーカー関連専門臨床工学技士認定資格要件

○資格審査時期

「ペースメーカー関連検定試験」合格後の指定講習会受講時

○受講資格要件

1. ペースメーカー関連検定試験合格者（合格後5年間有効）
2. 日臨工に5年間連続して正会員であり、会費を完納していること。
3. 臨床工学技士としてペースメーカーの実務経験3年以上であり、現在も業務に従事していること。
4. 「日本臨床工学会」に当該前年度から遡り5年間に1回以上参加していること。
5. 「取得単位表」において、当該前年度から遡り5年間に要件を満たす単位を50単位以上取得していること。

○学会・セミナー等に関する取得単位

	参加者	教育講演 演者	シンポなど の発言者	一般演題 演者	一般演題 共同演者	座長と 司会者
日本臨床工学会および日臨工が主催する 研究会・講習会・セミナー等	10	+20	+10	+5	+2	+10
都道府県技士会が主催する、 当該領域に関する研究会・勉強会・セミナー等	8	+20	+10	+5	+2	+10
日臨工が指定するペースメーカー・ICD治療関連学 会・研究会・セミナー等	5	+20	+10	+5	+2	+10
その他のペースメーカー・ICDのデバイス講習会、技 術講習会等	3	+20	+10	+5	+2	+10

(注) 認定試験・検定試験の指定講習会は除きます。

(ペースメーカー関連業務修得セミナーⅠ期・Ⅱ期、血液浄化専門臨床工学技士認定試験資格取得指定講習会)

※日臨工が指定する学会・研究会等

- ・日本循環器学会
- ・日本不整脈学会
- ・日本心臓病学会
- ・日本心電学会
- ・日本医工学治療学会
- ・日本生体医工学学会
- ・日本医療機器学会
- ・ペーシング治療研究会
- ・日本人工臓器学会
- ・植込みデバイス関連冬季大会
- ・カテーテル・アブレーション関連秋季大

○論文掲載に関する取得単位

論文の内容は、日本臨床工学会等での発表演題、会誌・関係専門誌への投稿論文等、ペースメーカー関連治療や医療機器に関する研究とする。また数字は単位数を示す。

	筆頭著者	共同著者
原著論文	30	12
学会発表内容を記載し、出版物に 掲載された投稿論文・総説・依頼原稿	20	8
地方会等が発行する発表記録集	10	4

※ 論文、その他の執筆原稿は当該領域に限定します。

○その他の取得単位

IBHRE試験合格者 10単位

注意事項

1. 対象となる単位は、ペースメーカー関連領域とする。
2. 各々の学会・研究会・講習会・セミナー等での発表および司会・座長については、学会等の名称、開催日が確認できるプログラムの写しを添付する。また、参加のみの場合も確認用として参加証の写しを添付する。
3. 都道府県技士会や企業・研究会等その他の団体が主催する講習会、セミナーは、当該領域において概ね3時間以上開催されるものとする。また、都道府県技士会主催では、(社)日本臨床工学技士会の後援があるものとする。企業や研究会等その他の団体主催では、(社)日本臨床工学技士会あるいは、都道府県技士会の後援があるものとする。両者とも参加証明として参加証の写しを添付する。
4. 原著論文、出版物に掲載された投稿論文・総説・依頼原稿および地方会が発行する発表記録集は、発行物名称、発行日等も含めて確認用として、その写しを添付する。
5. IBHRE試験合格者は、合格証明証の写しを添付する。

○暫定措置

1. 会員期間に対する暫定措置

認定制度が開始されたのが平成20年度後期であるため平成24年までは会員期間が3年でペースメーカー関連専門臨床工学技士認定のための指定講習会を受講可能とする。

*平成21年度に入会した会員は平成24年に実施される指定講習会を受講できる。

*平成20年以前の入会会員については3年の会員期間で受講可能となる。

*平成22年度以降に入会した会員については5年間の会員期間を必要とする。

※注 認定の有効期間は試験合格から5年間

2. I期・II期セミナーの有効期限に対する暫定措置

認定制度が開始されたのが平成20年度であるため平成20年度以前に受講された会員は、平成24年度の検定試験までは受験可能とする。

*平成14年に受講した会員であっても平成24年度までは受験可能である。

3. 取得単位に対する暫定措置

認定制度の資格要件の一つである学会参加等により取得単位は、本来であれば50単位必要であるが認定制度開始から3年間は30単位で要件を満たすこととする。

*平成23年度までは必要取得単位は30単位で要件を満たす。